



平成 25 年 1 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス  
 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 福永節也  
 (JASDAQ・コード6838)  
 問合せ先 執行役員経営管理部長 高橋 功  
 電話番号 0467-79-7027

## 定款一部変更の追加に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 12 月 21 日付開示の「定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、定款一部変更について平成 25 年 1 月 25 日に開催いたします臨時株主総会に付議することを決議いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について追加をすることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

現状の経営体制に則し、より機動的で円滑かつ適切な経営判断を行うため、現行定款第 13 条及び第 21 条につきまし一部文言の修正の追加を行うものであります。

追加箇所は以下のとおりであります。なお、追加箇所に■を付しております。

#### 2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

追加前 変更案	追加後	
	現行定款	変更案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することによる当該会社または当該外国会社の事業活動の支配・管理 ①～③ (記載省略) ④太陽光による発電事業およびその管理・運営、電気の供給・販売、太陽光に関する発電設備・システムの輸入、販売および施工ならびに太陽光発電に関するコンサルタント業務 (2) (記載省略) (削除) (削除) (3)～(6) (条文省略)	第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (条文省略)
2. 当社は、前項第(1)号①から④までに掲げる業務およびこれに付帯する一切の業務を営むことを目的とする。		

	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
--	--	--

### 3. 今後の日程

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための臨時株主総会開催日 | 平成 25 年 1 月 25 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日        | 平成 25 年 1 月 25 日 |

以 上